岐阜県グループ森林認証管理方針

（岐阜県グループ FSC®C004268）

岐阜県では、子供たちや県民が森林に寄せる様々な期待に応えるため、持続可能な森づくり・国づくりを目指した「岐阜県森林づくり基本条例」の制定及び「岐阜県森林づくり基本計画」を策定しました。

この基本計画では、具体的数値目標を設定するとともに、早急に取り組むべき課題について具体的施策の方向性を示しています。

岐阜県グループは、この計画の達成ならびに環境・社会・経済の各基準に適合した適切な森林管理を進め、県有林を核としたグループ認証による認証森林の拡大を進め、環境に配慮した健全で豊かな森林づくりの普及拡大を図るため、岐阜県グループ森林認証管理方針を策定します。

（構　成）

原則 第１．法令の順守
第２．労働者の権利と労働環境
第３．先住民族の権利
第４．地域社会との関係
第５．森林のもたらす便益
第６．多面的機能と環境への影響・ガイドライン
第７．管理計画
第８．モニタリングと評価
第９．高い保護価値
第１０．管理活動の実施・ガイドライン

（適用範囲）

岐阜県有林
白川町有林
郡上森林組合が資源管理する認証森林
東白川村森林組合が資源管理する認証森林
飛騨高山森林組合が資源管理する認証森林

（グループの最大サイズ）

グループメンバー数：６者
全体の森林面積：16.150ha

第１．法令の順守

１　法令の順守

岐阜県グループの森林管理活動にあっては、FSC®の原則と基準及び関連する指針や規格に準じた森林管理を行うことを長期的に誓約するとともに、「日本で適用される法律、規制及び基準」（別表１）に示す法令を遵守するものとし、第７の管理計画の作成や事業実施にあっては関係法令に適合したものでなければならない。

また、法令・契約等に基づく税金や料金の支出は期限内に行われなければならない。

２　認証森林の所有権と境界

（１）グループメンバーは認証森林の法的保有者、または認証森林の管理をするための法的権利を有する資源管理者でなければならない。

（２）認証森林の境界は、地積測量図または岐阜県が管理する森林簿や森林計画図・コンパス測量図等の図上ならびに現地で確認できるよう管理するものとする。

（３）境界は隣接所有者と合意を得たものであること。

３　認証森林内の伐採等の行為

（１）認証森林内で伐採等を行う場合は、許認可手続きを適正に行い実施する。

（２）第３者による違法･無許可による行為を発見した場合は監督官庁へ速やかに通報する。

４　法令に基づく関係書類の保管

法令に基づく許認可関係書類、支出関係書類は５年以上保管しなければならない。

５　利害関係者の把握

グループメンバーは、認証森林の管理にあたり直接、間接的に影響を受ける関係者を常に把握し記録するとともに、必要に応じて連絡調整等を行う。

利害関係者は下記のとおり A～C に分類され､与える影響との関連性に応じて協議する者を決定する。原則、分類内のすべての利害関係者と協議を行う。

A：森林管理活動等により直接的に影響を受ける者

B：森林管理活動等により間接的に影響を受ける者

C：その他

(例)

・森林認証管理計画の改定・・・A

・HCV の見直し・・・A～B

・広域地域、国内、国際的な社会全体に関わる課題への取組・・・A～C

６　影響のある者等との協議

（１）協議内容の記録及び報告

影響のある者等から協議があった場合は、次の（２）の内容を「森林に関する利害関係者等協議・回答書」に記録し、各メンバーが定める「森林管理統括者」及び「森林管理責任者」へ報告する。（様式１）

ただし、要領等で他に定めがある場合は、その様式に替えることができる。

協議事項等が、施業前・施業中にあった場合は、協議事項の内容が解決するまで施業は行わない事とする。

（２）記録内容

ア．協議者の住所、氏名、連絡先及び協議方法。

イ．協議事項欄には、協議対象森林及び協議内容等の必要事項を記入する。

（３）処理及び回答

対応者は、協議者に対して回答した内容を記入し、森林管理統括者及び森林管理責任者へ報告する。ただし、協議事項に対して検討時間を要するものについては、関係者内で検討後、処理・回答することができる。

（４）関係者への通知

ア．関係者へ通知することが必要な協議内容については、「森林に関する指示・回答書によりその内容を通知する。（様式２）

イ．通知した内容について確認が必要な場合は、報告を受けてから１週間以内に確認を行う。

（５）確認内容の報告

ア．確認を行った場合は、その内容を森林管理統括者及び森林管理責任者へ報告する。

イ．各グループメンバーは、協議結果を必要に応じて岐阜県グループ管理責任者へ報告するものとする。

（６）記録簿の整理及び保管

影響のある者等から協議があった場合は、上記様式に記録するとともに、記録簿綴りにより整理し、５年以上保管する。

７　コンプライアンスの確保

各種法令違反や汚職等の発生を防止するため、各グループメンバーが定める倫理規程等に基づきコンプライアンスの確保を徹底する。

（１）各グループメンバーが定める倫理規程等は、無償で入手可能であること。

（２）不徹底の事実があった場合は再発防止策を岐阜県グループ管理責任者へ報告する。

第２．労働者の権利と労働環境

１　労働者の権利

受注者やグループメンバーは、労働基準法等の国内外法に基づき労働者の適正な労働条件の確保と権利を尊重・保障しなければならない。

（１）児童労働の排除

（２）強制労働の排除

（３）雇用及び職業における差別等の排除

（４）労働組合またはその他の組織の自由と加入の自由、団体交渉権の保障

（５）誠意をもった団体交渉及び団体交渉で合意された事項の実施

（６）男女平等の推進と男女差別を防ぐ仕組み

また、労働者の賃金等は都道府県の定める最低賃金以上であり、その支払いは遅滞なく行われなければならない。

なお、労働形態に応じ、労働者の生活資金を保証している場合は、地方公共団体の公契約条例等や同一地域内における類似業種の賃金水準を参考に支払わなければならない。

２　労働者の安全教育と安全管理の徹底

岐阜県グループの事業実施にあたっては国内外法を遵守し､次の項目について基準を定め、適正な事業実施を進める。

（１）安全教育

ア　認証森林の適正な森林管理を行うとともに、作業員等の安全管理や適正な労働条件を確保するため、県はグループメンバーに対し、グループメンバーは受注者や作業員等に対し下記に示す項目について年１回以上指導・教育する。また、その記録を保管しなければならない。

なお、グループ管理責任者は、グループメンバーが受注者等に行う指導・教育について、内部監査のモニタリングによりチェックする。

（ア）関係する国内外法の遵守

（イ）作業員等の安全確保の指導

（ウ）FSC に関連する各種ガイドラインや基準の遵守

（エ）その他必要な事項

イ　特定の職務を担う労働者は、以下の教育訓練を受けなければならない。

（ア）森林施業についての法令順守

（イ）国際労働機関中核的労働基準を構成する８つの条約の内容と適用

（ウ）セクハラや男女差別の発見、報告の実施

（エ）有害物質の安全な使用と廃棄方法

（オ）安全衛生についての新人研修

（カ）定期的な安全衛生研修、スキルアップ研修

（キ）特に危険な作業や特別な責任が伴う作業の遂行方法

（ク）地域社会が持つ法的及び慣習的な権利の特定

（ケ）社会、経済及び環境の影響評価と悪影響の低減措置

（コ）生態系サービスに関して FSC の広告宣伝を行う場合、効果を謳う生態系サービスの維持、向上に関する活動の実施

（サ）農薬の使用と保管方法

（シ）廃棄物の流出を除去する手順

※生態系サービス（用語の定義）

生態系から人々が享受をうける便益であって、以下が含まれる。

Ａ：食料、林産物、水といった供給機能

Ｂ：洪水、渇水、土地の劣化、大気環境、気候、病気の制御といった制御機能

Ｃ：土壌生成や栄養循環などの支持機能

Ｄ：レクリエーション等の非物質的便益などの文化機能と文化価値

（２）安全管理

事業受注者の責任と労働者の安全管理のため、森林施業を実施するにあたり、以下の項目の実施について一定の作業手順等を設ける。

なお、労働者にはボランティア、研修生等の森林管理作業に携わる全ての者を対象とする。

ア．受注者やグループメンバーは、労働安全衛生法等を遵守し、業務中における安全の確保を全てに優先させなければならない。また、労働者の安全管理のため定期的に研修会等を開催し、労働者の教育訓練を実施する。

イ．受注者やグループメンバーは、作業内容の危険度に応じて作成された本方針[第 6-1 特定地森林施業ガイドライン]を遵守しなければならない。

ウ．受注者やグループメンバーは労働災害を未然に防止するために、下記の必須装備及び標準装備、別紙（安全装備）に定められた防護具を現場に備え付け、作業員はそれを標準的に着用しなければならない。また、労働災害保険等の該当する保険を完全に適用するものとする。

（必須装備）

次に掲げる安全装備は、全ての作業において必須とする。

・保安帽・・・ＪＩＳ規格認定のヘルメットとし、耐用年数内かつ強い衝撃を受けていないものであること。
また、あご紐を装着し、ヘルメットには所属社名、氏名、血液型を記載すること。

・作業服・・・袖締りのよい長袖、長ズボンを着用する。

・安全靴・・・切断防止物が組み込まれており、かつ、つま先や足の甲の部分に防護物が組み込まれている安全ブーツとする。ただし、急斜面で踏ん張りが効かない等の理由により、装備により安全性を損なう場合は、作業班長等の了解を得た場合に限り使用しなくてもよいものとする。なお、伐採における折損木処理、かかり木処理においては例外を認めない。

・チェンソー・・・防振仕様であること。

（標準装備）

作業別の標準装備は「別紙（安全装備）」のとおりとする。

なお、現場の状況等により標準装備を変更する場合は、毎朝のＫＹＭ等において、作業班長等の許可を得るものとし、個人の判断で変更することを禁ずる。

・その他・・・必要に応じて、ゴーグル、防虫ネット、粉塵マスク等を着用する。
移動時、作業時にはクマ避け鈴やホイッスル等を可能な限り携帯する。

エ．受注者は負傷者の手当てに必要な救急用具を指定の場所に配備し、その使用方法を熟知させなければならない。なお、医薬品の使用期限に関しては十分な確認を行わなければならない。

・救急箱・・・消毒剤、ガーゼ、包帯、三角巾、バンソウコウを最低限確保する。

また、指定の場所まで迅速に戻ることが困難な場合には、携行できる救急用具を、各作業員に配備しなければならない。

オ．施業実施時の管理

（ア）施業実施前には次の事項を確認する（現場へ入る前の確認事項等）。

・作業区域、作業内容の確認（本日の作業ミーティングを現場等で実施）
・作業員の安全装備の確認　（作業に応じた安全装備を確認し、例外を認めた場合はその理由を記録する）
・作業器具の安全保管場所の設置（機械器具等の安全管理等のため４㎡程度にまとめて置く）
・負傷者の待機場所の確認（水平地を選定するとともに携帯電話の受信状況を確認する）

（イ）作業実施中には次の事項に配慮する。

・定期的な点呼により作業員の安全と健康状態を管理
・作業開始時間、点呼時間、終了時間の記録管理
・渓流沿いや急傾斜地など特定地の調査、区域の設定
・希少野生生物の確認、調査
・森林被害等の把握、調査

（ウ）作業実施後は次の事項を行う。

・開始、点呼、終了時間の記録及び日報の作成（様式３）
様式は必要に応じて変更・追加することができるものとする。
但し、様式３の内容を網羅していることとする。

（エ）以下の様式に基づき報告書を作成する。

・第６の３の様式４－２「環境影響評価調査書」
・第８の様式６「モニタリング調書」
・第１０の「第１０－１　肥料の使用に関するガイドライン」
・第１０の「第１０－２　農薬の使用に関するガイドライン」
・第１０の「第１０－３　廃棄物処理に関するガイドライン」

３　労働者の苦情や業務上の負傷等の損失

労働者からの苦情等の申し立ては、第１の６の手順により実施するものとし、「影響を受ける者等」を「労働者」に読み替えて運用するものとする。

また、業務上の負傷等の損失が発生した場合は労災等により公正な補償がなされなければならない。

別紙（安全装備）

森林施業に適合した個人用防護具(岐阜県グループ共通版)

パーツ別の保護箇所		脚部	胴体、腕、脚	手	目	目／顔	耳
標準装備		安全なズボン*2	ぴったり体に合った衣服	ｸﾞﾛｰﾌﾞ	ｺﾞｰｸﾞﾙ	ﾊﾞｲｻﾞｰ(ﾒｯｼｭ)	耳あて*3
仕事							
植栽							
手作業（人力）				○			
機械作業			○				○ *4
除草、草刈作業							
滑らかな刃物				○	○		
手鋸				○			
チェンソー *9		○	○	○	○	○	○
草刈り機							
→ﾒﾀﾙﾌﾞﾚｰﾄﾞ		○	○	○	○	○	○
→ﾅｲﾛﾝﾌｨﾗﾒﾝﾄ		○		○	○		○
施肥散布		使用する材料に応じた適用手法であること					
枝打ち作業 *8							
手動工具（鋸他）				○	○		
伐木 *5							
手動工具（鋸他）			○	○ *6			
チェンソー *9		○	○	○		○	○
機械作業			○				○
荷揚げ作業							
手作業（人力）				○			
機械作業			○	○	○		○ *4
木割り							
手作業（人力）				○	○		
機械作業			○	○	○		○
材の搬出							
手作業（人力）				○			
高性能林業機械他							
→スキッダー			○	○ *7			○ *4
→フォワーダ			○	○ *7			○ *4
→ケーブルクレーン			○	○ *7			○ *4
→スイングヤーダ			○	○ *7			○ *4
→タワーヤーダ			○	○ *7			○ *4
材の集積、はえ積み作業			○	○			○ *4
チップ加工、チップ生産			○	○		○	○ *4

＜注釈＞

＊　高さ２．０m程度、木に上って剪定作業を行う場合は、転落防止措置を講じること。

*2　安全ズボンは目詰まり生地のものとし、高温気候の場合はチェンソー用すね当てまたはチャップスも可。安全ズボンは可燃性で溶解するものや使い古したものを使用しないこと。

*3　県営林において危険度や悪影響を考慮し、通常適している耳栓等であること。

*4　騒音レベルが 85dB を超える場合。

*5　伐木の玉切りを含む。

*6　手鋸を使用する場合。

*7　丸太を扱う際、チョーカーワイヤーや係留ロープを扱う場合は丈夫な（酷使に耐える）手袋であること。

*8　作業床２．０ｍを超える場合は梯子を使用し、梯子の固定、３点支持昇降を徹底すること。

*9　防振性のものであること。

第３．先住民族の権利

１　先住民族の権利

グループメンバーは、森林管理活動により影響を受ける土地、領域、資源について、その所有、使用、管理に関する先住民族の法的及び慣習的な権利を特定し、尊重しなければならない。

２　グループにおける適用

岐阜県内において、現時点では特定されていないため対応は不要とする。

第４．地域社会との関係

１　地域社会との関係

岐阜県グループの森林管理活動にあっては、地域社会の社会的、経済的福利の維持または向上に貢献しなければならない。

２　地域社会の定義

地域社会は、管理区域内または隣接しているあらゆる大きさのコミュニティであり、経済価値、環境価値、権利に影響をうける者を指す。

３　地域社会の特定

（１）地域社会の特定

管理区域内に存在する地域社会及び管理活動により直接影響を受ける地域社会を特定するものとし、以下の項目が該当する場合は地域社会との協議により文書または地図上に記すものとする。

ア　保有権
イ　森林資源と生態系サービスへアクセスし使用する権利
ウ　地域社会が持つ権利と関連する業務
エ　ア～ウの権利と義務の証拠
オ　地域社会と地域社会以外との間で権利が争われている地域
カ　これらの権利をメンバーとしてどのように守っていくかの概要
キ　管理活動に関する地域社会の要望とその目的

（２）参考例

直接影響を受ける地域社会は、参考として以下の例が挙げられる。

＜管理区域内に存在する場合＞

ア　水利権に基づく取水施設
イ　墓地・山の神や協定等に基づく記念植樹地
ウ　メンバーが所有権を有しない記念碑、建物類
エ　登山道
オ　協定等により特定の樹種や山菜等を採取している区域　　など

＜管理活動による場合＞

カ　隣接所有者
キ　下流域の地域住民（影響する範囲内に限る）　　など

４　地域社会への対応

地域社会が持つ自身の権利、資源、土地、領域を保護するため、恒常的な管理または森林管理活動の際には以下の事項を実施しなければならない。

（１）地域社会の同意の取得

メンバーの森林管理活動において地域社会に影響を及ぼす可能性がある場合は、同意を書面で取得しなければならない。ただし、地域社会側において所定の手続きがある場合はその手続きによることができる。

また、同意書は５年以上保存しなければならない。

（２）同意の内容

同意は以下の項目が含まれなければならない。

ア　森林管理活動への変更の要望や意見をいつでも連絡できる体制にあること。

イ　メンバーの森林管理活動によって地域社会の権利等が侵害されていないこと。

ウ　森林管理活動の内容が確実に伝わっていること。

エ　森林管理活動が与える可能性があるリスク低減措置の内容

（３）地域社会への貢献

森林レクリエーション､木育等の協力要請があった場合は積極的に協力するものとし、その記録（状況写真を含む）を５年以上保存しなければならない。

（４）地域社会へのリスクの低減措置

森林管理活動における地域社会に与えるリスクを特定し、そのリスクを低減する措置を講じなければならない。

（５）地域社会からの苦情や損失の補償

地域社会からの苦情等の申し立ては、第１の６の手順により実施するものとし、「利害関係者等」を「地域社会」に読み替えて運用するものとする。

また、損失が発生した場合は公正な補償がなされなければならない。

（６）地域社会における特別区域

地域社会にとって文化、宗教、生態等の観点から特別な意味を持つ区域が存在する場合は、地域社会との協働により以下のとおり保護しなければならない。

ア　地域社会との協議により、保護の方法を文書化または地図上に記すこと。ただし、地域社会が文書化または地図上への記載を拒否する場合はこの限りではない。

イ　保護方法が地域社会と合意が成されるまでは近隣での森林活動は中断すること。

ウ　伝統的知識や知的財産は保護されていること。

エ　地域社会との協定等の拘束力のある合意が成されること。

オ　必要に応じ、伝統的知識や知的財産の補償が成されること。

第５．森林のもたらす便益

１　森林のもたらす便益の特定

管理区域内に地域経済の活性化や多様化に繋がる可能性のある資源や生態系サービスが存在するか特定しなければならない。

（１）木材以外の林産物（山菜、特用林産物など）

（２）利用価値のある樹種

（３）漁場

（４）登山道・レクリエーションの場　などが挙げられる。

２　森林のもたらす便益の利用

生態系サービス等が特定された場合は、管理目的に従って自己および他者の利活用に努めなければならない。

３　森林のもたらす便益の主張

生態系サービスに関して、FSC の主張をする場合は、FSC の要求事項に従わなければならない。ただし、岐阜県グループでは想定されないためこれを適用しない。

個別メンバーで利用する場合はその基準を設けるものとする。

４　持続可能な収穫量とサービスの利用量の設定

管理区域からの生産物や生態系サービスの利用は、これらが持続可能な水準以下に抑えなければならない。

なお、除伐や切捨て間伐等の保育事業や災害の場合は適用しない。

（１）搬出間伐による木材

搬出間伐による年間許容伐採量は、林分単位や経営単位で設定するものとし、長期的に木材の収穫が持続できる水準以下であること。また、年間伐採実績量が記録されており、５年間の伐採材積がこれを超えないこと。

なお､森林経営計画に基づく伐採の場合は､これらが補完されているため適用しない。

（２）皆伐による木材

植栽によらなければ更新が期待できない場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。

（３）木材以外の林産物や生態系サービス

木材以外の林産物や生態系サービスの利用量は、有用なデータ等に基づき算出された量以下の範囲内とする。

５　適正な予算計上措置

（１）管理計画を実施するために必要な予算は適切に計上され、収入予測と矛盾があってはならない。

（２）管理活動に付随して発生する社会、環境上の悪影響を防止、回避または補償するため

の費用は当該年度の予算に計上しなければならない。

（例）：ア　農薬を代替するための取り組みの費用

イ　生分解チェーンオイルの使用に伴う追加費用

ウ　侵略的外来種駆除のための費用

エ　管理区域内の危険個所について事故や災害を防止するための対策の費用

オ　安全装備の整備費用

カ　漁場利権者への補償費用

6　管理活動による社会、環境上の好影響に伴う便益

管理活動による社会、環境上の好影響に伴う便益がある場合はこれを特定し、管理計画に含めなければならない。

7　地元施設等の積極的利用

加工施設や木材市場、加工製品等を使用する場合は、正当な理由がある場合を除き、地元施設等を優先利用するものとする。

第６．多面的機能と環境への影響

１　多面的機能の維持等

管理区域の生態系サービスに資する多面的機能を維持・保全または復元し、悪影響を回避・改善または低減しなければならない。

２　環境影響評価に使用する情報

管理区域内外の多面的機能の評価には、以下のデータを利用する。

（１）岐阜県希少野生生物保護基本方針【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/index_17099.html

（２）岐阜県希少野生生物保護条例の指定希少野生生物、指定希少野生生物保護区
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/kishoushu.html

（３）岐阜県レッドデータブック（動物編）【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/index_17185.html

（４）岐阜県レッドデータブック（植物編）【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/shizenhogo/c11265/kouhyou.html

（５）本日の大気環境【外部サイト】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/top.html

（６）公共用水域の水質調査結果【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_6150.html

（７）水質調査結果（地下水）【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_4881.html

（８）土壌汚染対策法に基づく指定区域【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_5310.html

（９）文化財【県ＨＰ】
http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/bunka/bunkazai/

（10）その他独自で入手したデータ

３　森林管理活動における多面的機能への影響の特定

森林管理活動によって多面的機能へ与える影響は、様式４－１の「多面的機能影響評価表」により岐阜県グループで特定し、様式４－２「環境影響評価調査書」の調査項目に反映させなければならない。

また、特定した多面的機能への影響は、５年に１回以上見直しを行わなければならない。

４　多面的機能への影響の評価

多面的機能への影響の評価は、様式４－２の「環境影響評価調査書」により、「事前」、「作業中」、「事後」の３段階において実施する。

５　多面的機能への悪影響が確認された場合

多面的機能への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう速やかに措置を実施し、施業中の場合は作業を中止して悪影響が低減または補修されなければならない。

６　希少種等の生息・生育域の特定

管理区域内や隣接地に存在する希少種等の生息・生息域を第６の２の（３）から（５）にて特定し、そのリストを作成しなければならない。

７　希少種等の生息・生育域の特定された場合の管理活動

第６の６で存在が特定された場合は、与え得る影響を特定のうえ悪影響を回避するよう管理活動を工夫するものとする。

例：（１）管理活動区域からの除外。

（２）営巣期間中の休工。

８　鳥獣保護区等の把握や設定の協力

管理区域内の鳥獣保護区等の保全・保護区の範囲を把握しておくものとする。また、環境部局からの設定の要請があった場合は、支障のない場合に限り設定に協力するものとする。

【鳥獣保護区等（岐阜圏域統合型 WebGIS）】

https://gis-gifu.jp/gifu/maps.action?mp=P10212,_default&ll=136.7606049,35.4230804&z=5

９　希少種と絶滅危惧種の採取等の禁止

森林管理活動において、希少種と絶滅危惧種の狩猟等による採取・捕獲は禁止する。

また、第３者による採取・捕獲を発見した場合は速やかに最寄りの県事務所環境課へ通報する。

１０　自然生態系の特定

管理区域において、自然状況下で安定して存続する本来の自然生態系の有無を特定するものとし、特定された場合は自然生態系地域として保護しなければならない。

自然生態系

広葉樹の中に針葉樹が混在している状態の森林を示す。

１１　造林不適地の自然復元

造林不適地に造林された人工林であって、時間の経過とともに広葉樹林化等その土地本来の種構成、林分構成を形成しつつある区域は、自然の遷移にまかせ自然状態に戻すものとするが、更新伐の実施は妨げない。

１２　保全地域の維持

岐阜県グループ認証森林面積のうち、「木材の商業的生産を行わず保護目的で管理されている森林面積」の計が、岐阜県グループ認証森林面積全体の計の１０％以上となるよう維持するものとする。

１３　下層植生を含む植物群落等の維持と保全

森林管理活動にあっては、適正な間伐実施による光環境の維持、伐倒による下層植生の悪影響や不必要な刈り払いを行わない等、下層植生を含む植物群落等の特徴が損なわれないよう維持するものとし、その特徴が失われている場合は、回復を目的とした森林管理活動を行

わなければならない。
　これには過去の施業やシカ等による食害による影響も含む。

１４　その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性の維持と保全
　森林管理活動にあっては、その土地本来の種の多様性や遺伝的多様性が保たれなければならない。

１５　地域個体群等の維持と保全
　在来種とその他地域個体群及びその分布が維持されるよう狩猟、釣り、採取は行政や地域社会との協力の下、管理するものとする。
　これには、野生動物保護を目的とした狩猟の規制や個体数調整を含む。

１６　バッファーゾーンの特定と保護
　自然水域と水辺環境が持つ多面的機能の特定と保護を実施するため､バッファーゾーン(渓流沿い保護区域）がある場合は、様式４－３「渓流沿い（バッファーゾーン）設定調書」により特定し、第６の３の様式４－２「環境影響評価調査書」により保護する措置を行わなければならない。
　なお、バッファーゾーンの水質及び水量に劣化が認められる場合は、復元するための活動を実施しなければならない。
　また、以前の管理者や第三者の行為によってもたらされた、湖沼、水域、水質や水量の劣化が継続している場合は、この劣化の回避または低減する措置を実施しなければならない。
　バッファーゾーンの定義に当てはまらない場合（例：雪解け水）、環境への配慮が必要と認められる場合は、配慮事項について作業日報等に記録する。

１７　その他の特定地と保護
　岐阜県グループでは、その他の特定地として以下の区域を様式４－４から様式４－６により設定するものとする。
（１）急傾斜地（傾斜角が４５度以上の斜面を標準とする）
（２）高標高地（標高が概ね１，２００m以上の森林。経緯度や斜面の方向等により判断）
（３）その他　（その他必要と認められる区域）

１８　特定地の保護基準
　同項１６と１７の特定地の設定・環境基準は、「第６－１　特定地森林施業ガイドライン」に依る。

１９　管理区域の景観の維持
　管理区域は、全体の景観を管理するため、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持されなければならない。
　適切に維持されていない場合は復元に向けた取り組みが、個別の妥当性に応じて実施されなければならない。
　また、１回の皆伐による面積は、保安林の場合は保安林の伐採限度面積によるものとし、普通林の場合は２０ｈａを上限とする。

ただし、施業を行う市町村で皆伐限度面積に関する規定等の定めがある場合は、その規定等に従い実施するものとする。

２０　自然林の維持

管理区域において、次の転換は行ってはならない。

（１）自然林から人工林への転換（拡大造林）

（２）自然林から森林以外の土地利用への転換

（３）自然林を直接転換して作られた人工林から森林以外の土地利用への転換

ただし、以下の全てを満たす場合は除く。

（４）１年間の転換面積が管理区域の０．５％未満であり、転換面積の合計が管理区域の５％未満である場合

（５）転換によることで、多大かつ長期に自然環境保全の公益がもたらされる場合

（６）ＨＣＶの維持や向上に貢献し資源や場所に損失を与えない場合

２１　転換された区域の除外

１９９４年以降に土地利用の転換が行われた区域を正確に把握するものとし、以下の全てを満たす場合を除き、転換された区域は岐阜県グループ認証森林面積から除外する。

（１）メンバーが、直接的または間接的に転換の責任が無いと証明できる場合

（２）転換によって多大かつ長期に自然環境保全の公益がもたらされている場合

（３）転換された人工林面積の計が、管理区域面積の５％を超えない場合

第６－１　特定地森林施業ガイドライン

１　目的

森林内の渓流沿いや急傾斜地など、その地形・環境上の特性から、森林管理にあたり特に配慮が必要な場所を特定地として指定し、森林施業の基準を定めて管理する。

特定地区域の設定は、基本的にその年度に森林施業がある森林について、森林調査を実施し指定するほか、把握可能な地域から随時設定する。

２　渓流沿いガイドライン（バッファーゾーンガイドライン）

(設定基準)

常時水流がある区域の最大高水位の範囲を渓流区域とする。

最大高水位の位置から右岸、左岸それぞれの斜距離が概ね 2mの範囲を保護帯区域とする。

この渓流区域と保護帯区域を合わせてバッファーゾーンとして範囲指定する。

なお、現地において最大高水位の確認が困難な場合は、目安として現渓流左右岸から概ね斜距離が５ｍの範囲を保護帯区域とする。（様式 4-3）

(環境基準)

設定区域内では、水源かん養機能の維持向上、渓岸浸食の拡大防止、生態系や動植物生息環境の保全等が図られるよう配慮する。

既に渓流内が人工林化されている場所については長伐期化への移行や、複層林・混交林など多様な森林生態系へ誘導する。

周囲で実施される施業により発生する残材や枝条等は、区域内の森林機能や環境に影響を及ぼす場合は区域内に放置しないよう努める。

安全性を確保すべき渓流、希少動植物の保護をすべき場所がある場合は渓流への入り口に立入禁止等の看板を設置する等の対策をとる。

３　急傾斜地ガイドライン

(設定基準)

傾斜角が概ね 45 度以上の斜面を標準設定とするが、45 度以下であっても現地によっては急傾斜による林地の荒廃等により保護が必要な区域も設定する。

設定にあたっては様式 4-4 を作成するとともに森林計画図等にその位置を図示する。

(環境基準)

急傾斜地については林地崩壊を防止するためできるだけ伐採を行わず自然植生による管理を行う。

現状で人工林化している場所については、広葉樹植生の導入を促したり、複層林施業を導入したりするなどの崩壊防止に配慮した管理を行う。

急傾斜地内で作業を行う場合は、林地の保全や作業員の安全確保のために下記事項に特に留意する。

・作業にあたっては、斜面の表土流亡、土壌浸食、落石等を発生させないよう特に留意すること。
・急傾斜地内に入る場合は、必要に応じて安全帯や命綱などの安全装備を装着すること。
・作業員自ら安全確保に務めるほか、他の作業員の安全確保にも最大限の配慮を払う

こと。
・不自然な体勢や無理な体勢での作業は行わないこと。
・雨天時や強風等の場合は作業を行わないこと。
・施業を行う際に「新緊急間伐推進五ケ年計画」の標準的間伐手法に示す「表土流亡の兆候がある森林での間伐作業」等を遵守すること。

4　高標高地ガイドライン

(設定基準)

標高が概ね 1,200m 以上の森林を高標高地として標準設定とするが、経緯度や斜面の方向等にも影響するため、総合的に判断し設定する。

設定にあたっては様式 4-5 を作成するとともに森林計画図等にその位置を図示する。

(環境基準)

高標高地については基本的に天然林として管理する。

現状で人工林化している場所については、一斉皆伐を極力控え、択伐により広葉樹植生の導入を促し、複層林へ導くなど、植生の確保に努めるほか、動植物の保護に配慮する。

可能な場合には研究機関等の協力を得ながら適地適木の広葉樹植栽を実施する。

5　その他特定地指定ガイドライン

(設定基準)

上記以外の森林で特に特定地として指定することが必要と認められる区域については、状況にあわせて総合的に判断し、設定することとする。

設定にあたっては様式 4-6 を作成するとともに森林計画図等にその位置を図示する。

(環境基準)

必要な基準を検討し設定する。

なお、新たにグループ認証に参加するグループメンバーは、参加後概ね５ヶ年間で、各区域を設定する。

第７．管理計画

１　管理計画の作成と公開

森林管理活動の規模・強度ならびにリスクに応じて、管理の方針と目的に沿った管理計画を持たなければならない。

（１）岐阜県グループの管理計画は、岐阜県グループ森林認証管理方針とする。

（２）メンバーは、岐阜県グループ森林認証管理方針に基づき個別の森林管理計画書を作成しなければならない。

計画は、森林管理活動の進捗管理ができるものでなければならない。これには、森林経営計画も含まれる。

（３）管理計画を公開するものとする。

ア　岐阜県グループ森林認証管理方針は、岐阜県ホームページで公開する。

イ　メンバーの管理計画は､メンバーのホームページに掲載または書面により公開する。

２　管理計画の達成目標

管理計画の実施状況と各管理目的の達成への進捗状況をモニタリングするため、以下の項目を含む達成目標を立てるものとし、第８のモニタリング実施時に評価する。

認証木材登録樹種については、「別紙（登録樹種）」のとおりとする。

＜管理方針によるもの＞

（１）環境保全活動（環境が劣化した場合の復元期間）

（２）影響を受ける者との協議結果（苦情や意見等があった場合に限る）

（３）労働環境や安全衛生（事故ゼロなど）

＜森林経営計画によるもの＞

（４）木材伐採材積量

（５）施業の実施面積

３　管理計画の見直し

管理計画は、以下の項目を反映させるため、必要に応じて年１回以上更新されなければならない。

（１）第８のモニタリング結果（認証機関による監査結果を含む）

（２）分析評価

（３）利害関係者との協議の結果

（４）新たな科学的知見や技術革新の情報

（５）環境や社会経済状況の変化

４　管理計画の利害関係者等との協議とその記録

管理計画の策定ならびに改正（軽微な文言修正の場合は除く）は、様式５により影響を受ける者と協議し、その意見を反映させなければならない。

ただし、要領等で他に定めがある場合は、その様式に替えることができる。

意見があった場合は、その意見書を５年以上保管するものとする。

別紙（登録樹種）

製品グループ登録樹種リスト（岐阜県グループ共通版）

商取引上の名称	分類	種名
原木	針葉樹	・ヒノキ ・スギ ・アカマツ ・モミ ・ゴヨウマツ（ヒメコマツ） ・カラマツ ・コウヤマキ（ホンマキ） ・サワラ ・アスナロ ・ネズコ ・ツガ
	広葉樹	・クリ ・ホオノキ ・クヌギ ・ナラガシワ ・ミズナラ ・カシワ ・コナラ ・アベマキ ・ケヤキ ・サクラ
枝葉	針葉樹	・ヒノキ ・スギ ・アカマツ ・モミ ・ツガ
	広葉樹	・クリ ・ホオノキ ・ミズナラ ・コナラ ・アベマキ ・ケヤキ ・サクラ

第８．モニタリングと評価

１　モニタリングの実施

メンバーは、第７の管理計画の実施状況をモニタリングするものとし、巡視・現地調査等の機会に行い、調査項目に従い、調査するものとする。

モニタリングの内容には第７の２の達成目標も含める。

（１）随時実施するもの　［施業時］

利害関係者等との紛争や苦情に対する対応（該当がある場合のみ）

第１の様式１に関係する記録の保管や進捗状況を随時モニタリングする

（２）年１回実施するもの　［グループ内部監査］［各メンバーの監査］

様式６により実施し、不適合が特定された場合はその改善対策を記述する。

（３）５年に１回実施するもの　［固定プロット］

管理区域内の樹高、直径、立木密度

ア　人工林

（ア）木材生産林の調査

森林施業プロットとして現地にプロットを設定し、様式６－２によりデータを作成する。

（イ）設定基準及び箇所数

・プロットは 10m×10m の 100m2 を標準とするが、現地に即した範囲で適宜設定する。

・プロットの箇所数は一団地あたり１箇所以上を設定する。

イ　環境保護区域

（ア）特定地の設定

管理区域の一団地において、渓流、急傾斜地、高標高地（標高が概ね 1200m 以上）、その他の区域（特定地として設定する必要がある場合）に、必要に応じて、環境保護プロットとして現地にプロットを設定し、様式６－３によりデータを作成する。

・渓流（バッファーゾーンがある区域）

・急傾斜地（傾斜角が４５度以上の斜面を標準とする）

・高標高地（標高が概ね１，２００m以上の森林。経緯度や斜面の方向等により判断）

・その他の区域（上記以外で、特に指定することが必要と判断される区域）

（イ）設定基準及び箇所数

・プロットは 10m×10m の 100m2 を標準とするが、現地に即した範囲で適宜設定する。

・プロットの箇所数は一団地の該当区域につき１箇所以上を設定する。

２　モニタリング結果の分析と対処、管理計画の修正

メンバーは、モニタリング結果を定期的に分析し、その結果または不適合は適切に対処の

うえ管理計画に反映させなければならない。

3　モニタリング結果の公表

メンバーは、モニタリング結果の概要版を公開しなければならない。公開は、ホームページの掲載または書面により公開するものとする。

4　岐阜県グループによるモニタリング結果の監査

メンバーは、岐阜県グループの森林認証内部監査規定に基づく内部監査において、モニタリング結果ならびに次の６から８の適合状況を提出のうえ監査を受けるものとする。

5　ＦＳＣ認証製品の取り扱い

ＦＳＣ認証製品として販売・譲渡する全ての林産物について、所有権が他者へ移るまでの過程を明確にしておかなければならない。

6　林産物の書類と保管

販売・譲渡された全ての林産物について、以下の情報を含む書類を５年以上保管しなければならない。

（１）種の正式和名（例：「マツ」ではなく、「アカマツ」、「カラマツ」など）
（２）製品名または製品の記述
（３）製品の材積または数量
（４）収穫区画まで木材を追跡するための情報
（５）収穫日または収穫期間
（６）林内で簡単な加工が行われる場合は、加工日または加工期間と加工量
（７）ＦＳＣ認証製品として販売されたか否か

※パルプ用材収穫のように多くの樹種が収穫され、１本ごとの樹種の判定や材積の記載が困難な場合は、主要樹種とその凡その割合の記載でも可とする。

7　ＦＳＣ表示を伴って販売された製品の取り扱い

ＦＳＣ表示を伴って販売された全ての製品について、以下の情報を含む書類を５年以上保管しなければならない。

（１）購入者の名前
（２）販売日
（３）種の正式和名（例：「マツ」ではなく、「アカマツ」、「カラマツ」など）
（４）製品の記述
（５）販売された製品の体積または数量
（６）認証番号
（７）ＦＳＣ製品として販売されたことを示す「ＦＳＣ１００％」というＦＳＣ表示

8　ＦＳＣ商標の適正な使用

ＦＳＣ商標の使用は、「商標使用に関するＦＳＣ規格（FSC-STD-50-001）」最新版に従わなければならない。また、ＦＳＣトレードマーク管理規程にもとづいて事前に認証機関にマーク使用の申請をし、承認の書類を５年間保存しなければならない。

第９．高い保護価値

１　高い保護価値（ＨＣＶ）の特定

メンバーは、管理区域について以下のＨＣＶを特定しなければならない。

（１）ＨＣＶ１：種の多様性

全世界、地域あるいは国家的に重要とされる固有種、希少種または絶滅危惧種を含む生物多様性が集中して認められる地域

（２）ＨＣＶ２：景観レベルでの生態系とモザイク

自然発生種のほとんどが豊富にあり、本来の分布域が存在している。世界、地域あるいは国家的に重要とされる原生林景観、大規模な景観レベルの生態系と生態系モザイク

（３）ＨＣＶ３：生態系及び生息・生育域

希少または危急、絶滅の危機に瀕している生態系、生息・生育域もしくはレフュジア（退避地）が認められる地域

（４）ＨＣＶ４：不可欠な生態系サービス

脆弱な土壌や斜面の浸食の防止、集水域の保護など危機的状況において重要な基礎的な生態系サービス

（５）ＨＣＶ５：地域社会の基本ニーズ

地域社会あるいは先住民族の基本的需要（生活、健康、食料、水など）に欠かせない場所と資源

（６）ＨＣＶ６：文化的価値

文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会あるいは先住民族にとって非常に重要として認められ、利害関係者との協議により特定された、世界的もしくは国家的に重要な場所、資源、生息・生育域や景観

２　特定にあたっての判断要素

ＨＣＶの特定にあたり、判断要素の参考として以下が考えられる。

（１）ＨＣＶ１：種の多様性

岐阜県レッドデータブックに掲載されている種が存在する可能性がある地域であって、生物多様性が集中して認められる地域など

（２）ＨＣＶ２：景観レベルでの生態系とモザイク

原生林が維持されており、世界・国家・地域で重要とされる区域や県立自然公園指定地など

【参考：岐阜県ＨＰ／岐阜圏域統合型 GIS（自然公園）】

https://gis-gifu.jp/gifu/maps.action?mp=1158

【参考：Global Forest Watch／原生林景観（無傷の森の風景）】

https://www.globalforestwatch.org/map/?map=eyJkYXRhc2V0cyI6W3siZGF0YXNldCI6ImludGFjdC1mb3Jlc3QtbGFuZHNjYXBlcyIsIm9wYWNpdHkiOjEsInZpc2liaWxpdHkiOnRydWUsImxheWVycyI6WyJpbnRhY3QtZm9yZXNOLWxhbmRzY2FwZXMiXX0seyJkYXRhc2V0IjoicG9saXRpY2FsLWJvdW5kYXJpZXMiLCJsYXllcnMiOlsiZGlzcHV0ZWQtcG9saXRpY2FsLWJvdW5kYXJpZXMiLCJwb2xpdGljYWwtYm91bmRhcmllcyJdLCJvcGFjaXR5IjoxLCJ2aXNpYmlsaXR5Ijp0cnVlfV19

（３）ＨＣＶ３：生態系及び生息・生育域

岐阜県レッドデータブックに掲載されている種が存在する可能性がある地域など。レフュジア（退避地）が認められる地域も含まれる。

（４）ＨＣＶ４：不可欠な生態系サービス

土砂災害特別警戒区域など

【参考：岐阜県ＨＰ／岐阜圏域統合型 GIS（土砂災害特別警戒区域）】

https://gis-gifu.jp/gifu/maps.action?mp=4025

（５）ＨＣＶ５：地域社会の基本ニーズ

地域社会にとって基本的需要（生活、健康、食料、水など）に欠かせない場所と資源がある場合など。水利権等が含まれる。

（６）ＨＣＶ６：文化的価値

世界遺産、世界農業遺産、文化財保護法で指定された文化財（有形、無形、民族、埋蔵、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区など）、国立自然公園、国定自然公園など

【参考：岐阜県ＨＰ／岐阜圏域統合型 GIS（文化財等）】

https://gis-gifu.jp/gifu/maps.action?mp=977

【参考：岐阜県ＨＰ／岐阜圏域統合型 GIS（自然公園）】

https://gis-gifu.jp/gifu/maps.action?mp=1158

３　特定にあたっての手続き

（１）ＨＣＶの特定にあっては、影響を受ける者等やＨＣＶの保全に関心の高い者との協議により行わなければならない。

ただし、第７の４で行う協議と同時に行う場合は省略することができる。

（２）協議は様式７によるものとするが、協議が会議等の場合は議事録、打ち合わせ記録等によることができる。

（３）自然公園、鳥獣保護区、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、岐阜県水源地域保全条例で水源地域に指定された区域等のように、指定または解除にあたり官報・県報により告示され、別途意見照会手続きが実施済みであるものは省略することができる。

４　ＨＣＶの地図への明示

（１）特定されたＨＣＶの場所や地域が管理区域の一部の場合は、地図に明示しなければならない。

（２）地図の明示により捕獲等悪影響を及ぼすと判断される場合は、利害関係者等との協議により地図に明示しないことができる。

５　ＨＣＶの見直し

ＨＣＶの特定は、５年に１回以上は見直しを行わなければならない。見直しの手順は同項３と４による。

６　ＨＣＶへの脅威の特定

ＨＣＶを脅かす脅威を特定しなければならない。

7　特定の管理活動の対策

（1）ＨＣＶを損なう可能性のある管理活動は、事前に利害関係者、有識者及びその他の関係者との協議により効果的な管理方策や活動計画を策定しなければならない。ただし、以下の場合は省略することができる。

ア　保育施業の場合（補助申請する場合に限る）

イ　搬出間伐の場合（補助申請する場合に限る）

ウ　林道、作業路開設等の森林管理のための路網整備の場合（補助申請する場合に限る）

エ　既設施設を維持または災害を防除するため補修する場合

オ　第７の４で行う協議と同時に行う場合

（2）ＨＣＶを維持、向上させるための管理方策と活動計画は、影響を受ける権利者、利害関係者及び専門家との協議により策定しなければならない。

（3）協議は様式８によるものとするが、協議が会議等の場合は議事録、打ち合わせ記録等によることができる。

（4）管理方策は、同項３により特定された各原生林景観の大部分（８０％以上）を核心地域として指定し、保護するよう策定しなければならない。また、管理活動のすべての影響が以下のすべてを満たす場合のみ、核心地域内での産業活動が認められるよう策定しなければならない。

ア　核心地域における１年間の産業活動面積が管理区域の０．５％未満であり、産業活動面積の合計が管理区域の５％未満である場合

イ　核心地域の面積が５万 ha 未満とならない

ウ　明確かつ大きく、追加的で長期的な保全及び社会的な公益をもたらす

なお、現時点で岐阜県内に原生林景観は存在しないため対応不要とするが、今後特定される可能性があるため、定期的に状況を確認するものとする。

8　管理活動の中止と保護

ＨＣＶを損なう管理活動は即時中止し、復元または保護する措置を講じなければならない。

9　モニタリングの実施

（1）モニタリングは、第８の１の（2）の様式６（環境状態の変化の特定）により実施するものとし、ＨＣＶが効果的に保護されるよう以下の項目が含まれるモニタリングを行わなければならない。

ア　モニタリングの頻度（年１回以上とする）

イ　モニタリングの方法

ウ　管理方策の実施記録

エ　現況評価

オ　管理方策や取組効果の評価

カ　利害関係者、影響を受ける権利者、専門家との協議方法（変化が生じた場合）

（2）モニタリングまたはその他により管理方策と管理活動が十分ではないと判断された場合は管理方策と管理計画を修正しなければならない。

（3）モニタリングの記録は５年以上保管しなければならない。

第１０．管理活動の実施

１　管理活動の実施

管理区域での活動は、メンバーの経済、環境、社会的方針と目的に一致したものが選択及び実施され、全体としてＦＳＣの原則と基準に合致しなければならない。

２　皆伐後等の更新

更新にあっては以下の要件を満たさなければならない。

また、植栽樹種に限らず法面保護等の種子や園芸種等も対象とする。

（１）全ての伐採地は以下の要件を満たすよう迅速に更新されなければならない。

ア　伐採作業の影響を勘案し多面的機能を保全している。

イ　人工林の伐採の場合、更新後の植生は伐採前と同程度の自然状態に回復させるために適切である。

ウ　自然林の伐採の場合、伐採前と同じ若しくはより自然に近い状態へと更新され、人工植栽を通じて更新する場合は伐採前と比較して生物多様性や森林構造の劣化がないように行わなければならない。

エ　更新がみられない場合は原因を分析し、再度更新されるよう補植や樹種替え等対処されている。

オ　劣化した自然林を伐採する場合、伐採前より自然に近い状態へと更新されている。

（２）更新に使用する種は以下の要件を満たさなければならない。

ア　生態的に地域に適合し、これまでその地域で使用されてきた実績のある種である。

イ　更新の目的と管理目的に合っている。

（３）外来種の使用は以下の要件が満たされなければならない。

ア　外来種を使用する場合、直接的な経験や科学的な調査結果により、侵略的な影響が制御できると示され、拡大を制御するための効果的な措置が取られる。

イ　メンバーにより導入された外来種の拡大はモニタリングを実施のうえ制御される。

ウ　メンバー以外が導入した侵略的な外来種について、外来生物法に基づいて、地方公共団体等との協力の下、影響を制御するための管理活動が実施される。

（４）遺伝子組み換え生物の使用は禁止する。

３　肥料の使用

肥料の使用にあっては、「第１０－１　肥料の使用に関するガイドライン」に依る。

４　農薬の使用

農薬の使用にあっては、「第１０－２　農薬の使用に関するガイドライン」に依る。

５　生物的防除の実施

天敵の導入により駆除または個体数を調整する生物的防除の実施は想定されないため、規定は設けないが、実施の可能性がある場合には管理方針で定めるものとする。

6　自然災害のリスク低減措置

自然災害のリスクを評価し、自然災害による悪影響を低減するような森林管理活動を実施しなければならない。岐阜県グループ全体として特定される項目は以下のとおり記載するが、メンバーで個別に特定される場合は、別途メンバーの管理方針で定めるものとする。

（1）管理区域またはその周辺における自然災害（火災、土砂崩れ、風害、雪害、雪崩、病虫獣害など）の傾向を分析し、リスクの高い災害は以下のとおり特定される。

ア　台　　風：山腹または路網の土砂崩れ、風倒木
イ　地　　震：山腹または路網の土砂崩れ、倒木
ウ　火　　災：落雷、延焼
エ　病虫獣害：シカの食害や皮剥ぎ、クマ剥ぎ、マツ枯れなど
オ　雪　　害：倒木、折損木
カ　凍　　害：凍み割れ
キ　雪　　崩：山腹または路網の土砂崩れ、路網の閉鎖、交通事故

（2）上記（1）で特定されたリスクに応じた自然災害の影響を低減するように森林管理活動は以下により設計しなければならない。

ア　岐阜県地域森林計画
イ　市町村森林整備計画
ウ　岐阜県森林作業道作設指針
エ　岐阜県林業専用道作設指針
オ　林道規程
カ　岐阜県林道設計指針

（3）森林管理活動によって誘発する可能性のある自然災害について、災害の頻度、分布、深刻さが高まるリスクは以下のとおり特定される。

ア　列状間伐：風の通り道による風倒被害、表土流亡
イ　路網整備：風の通り道による風倒被害、勾配や土質の不適による土砂災害、水の処理の不適による土砂災害
ウ　皆　　伐：豪雪地域での雪崩
エ　造　　林：シカ等の食害（天然更新も含む）

（4）上記（3）で特定されたリスクを低減するため、（2）のアからカにより適正に設計するものとし、必要に応じて森林管理活動の修正、対策、改善、復旧を講じなければならない。

7　多面的機能の保護

（1）インフラ整備、輸送等の利用においては、第６の３で特定された多面的機能を保護するよう管理しなければならない。

（2）バッファーゾーン、土壌、希少種、絶滅危惧種、生息・生育域、生態系及び景観的な価値のかく乱または劣化は防がれており、かく乱や劣化が生じた際には迅速に低減または回復しなければならない。

８　伐採や収穫に関わる適正な活動

（１）木材及び非木材林産物の収穫にあっては、第６の３で特定された多面的機能及び第９の３で特定された高い保護価値を保全するよう実施しなければならない。

例：伐採前に保護区域を特定する。

：機械類は定められた場所以外でのバッファーゾーンへの侵入を行わない。

：残材をバッファーゾーンに残地または集積しない。

：土壌流亡が発生したら搬出を中止する。

：伐採前の下刈は、必要最低限とし土壌を過度に流出させない。

（２）利用材積の最大化に努め、搬出は可能な限り速やかに行い工期短縮につとめなければならない。

（３）多面的機能を保全するために十分な残材や枯死木等は、残地しなければならない。

（４）伐採施業は、残存木や林地残材その他の多面的機能を損なわないよう実施しなければならない。

９　廃棄物の処理

廃棄物の処理にあっては、「第１０－３　廃棄物処理に関するガイドライン」に依る。

１０　森林・環境保護に関する事項

この管理方針に定めのない森林・環境保護に関する事項は、「第１０－４　森林・環境保護ガイドライン」に依る。

第１０－１　肥料の使用に関するガイドライン

１　目的

近年の造林において肥料は使用されていないが、地位が著しく低く肥料によらなければ健全な森林体系を維持できない場合も想定される。

このため、肥料の使用による森林認証の管理区域内の悪影響を回避、軽減するため、その取扱いを以下のとおり定める。

２　肥料の使用

肥料の使用にあっては、以下の要件を満たさなければならない。

（１）使用量は最小限に抑えるものとし、使用量を決定した根拠を示さなければならない。

（２）肥料を使用しない場合と比較して、生態的かつ経済的に同等か有益である理由がある。

（３）肥料の種類等について、様式９により記録しなければならない。

（４）多面的機能の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られなければならない。

（５）肥料の使用により多面的機能の劣化があった場合、軽減または機能回復されなければならない。

３　モニタリング

同項２の（５）をモニタリングするため、様式９により記録するものとする。

４　記録の保管

同項第２の（３）の記録は、肥料を使用した最終日から５年間保存するものとする。

第１０－２　農薬の使用に関するガイドライン

１　目的

森林の管理において、化学農薬の使用の回避、あるいは将来的な不使用を目指し、造林から伐採までの総合的な病虫獣害対策が実施されることを前提とするが、マツ類の防除や獣害防除にやむを得ず農薬を使用する場合が想定される。

このため、農薬の使用による森林認証の管理区域内の悪影響を回避、軽減するため、その取扱いを以下のとおり定める。

２　農薬の使用

農薬の使用にあっては、以下の要件を満たさなければならない。

（１）従来法と比べて使用頻度、使用範囲、使用量が全体的に減らされる対策が取られること。

（２）ＦＳＣ農薬方針により禁止されている農薬は、ＦＳＣから特例使用承認が無い限りにおいて、管理区域内での使用または保管されていない。

（３）上記（２）の承認を得ている場合、特例の条件に従って使用され、使用の削減、停止に向けての取組みが進められる。

（４）農薬の種類等について、様式１０により記録しなければならない。

（５）使用する際の取扱い（輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急取扱い方法）はＩＬＯ文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」および農薬取締法に従っており、各農薬等の取扱説明書にある用法に沿った装備等で実施されること。

（６）農薬の使用による多面的機能の劣化と人体への健康被害は避けられており、影響があった際には回復措置が施されること。

（７）農薬の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは、人体や標的以外の種に対して与えるリスクが最小限となるよう配慮されていること。

（８）病虫獣害を制御するためには、農薬が唯一の効果的かつ現実的であり、費用対効果が高い方法であることを示す客観的な証拠があること。

３　モニタリング

同項２の（５）をモニタリングするため、様式１０により記録するものとする。

４　周辺の景観に対する保護

農薬を使用する場合は、以下の例を参考に景観に対する効果的な保護施策をとらなければならない。

（１）農薬の運搬・保管・使用のための機器類は、漏れ対策が万全であること。

（２）農薬の保管場所は、雨漏り等のない安全な状態であること。

（３）バッファーゾーン付近では使用しない。

（４）農薬で処理された機器等の洗浄は安全な場所であり、バッファーゾーン等で行わないこと。

（５）豪雨が予想される前の使用は行わないこと。

５　記録の保管

同項第２の（４）の記録は、農薬を使用した最終日から５年間保存するものとする。

第１０－３　廃棄物処理に関するガイドライン

１　目的

管理区域における廃棄物の処理を適正に実施するため、その取扱いを以下のとおり定める。

２　廃棄物の処理

（１）森林管理活動において発生する廃棄物は、各地方公共団体の規定に従い、廃棄物の収集清掃、輸送は適切に行われ、森林管理区域外で適切に処分するものとし、森林管理区域内に廃棄物を放置してはならない。

（２）第３者による廃棄物（不法投棄）については、軽微なものについては林内から持ち出し処理するが管轄市町村へ報告するものとする。
また、必要に応じて（多発地域）注意看板を設置するものとする。

３　処理の記録

廃棄物処理の記録は、様式１１により記録し、５年間保存するものとする。

第１０－４　森林・環境保護ガイドライン

岐阜県グループにおいて、森林・環境の保護、生態系や生物多様性の保全等を目的として、「森林保護」、「環境保護」、「森林管理」、「森林施業」の区分ごとに、それぞれの目的にあった標準的な基準を以下のとおり定める。

１　森林保護基準

林地の保護や生態系の保全等を目的として、以下のとおり森林保護基準を定める。

＜標準的な森林施業基準＞

一般的な森林施業にあたっては、岐阜県地域森林計画に示される森林区分ごとの森林整備方針等に留意し適正に実施する。

＜広葉樹林保護基準＞

現在、天然生広葉樹が成林している林分は、林地の保護、自然景観の保全、生物多様性や動植物の生息地への配慮等から、多様な森林植生を維持し引続き広葉樹林として管理することを基本とする。このため公共事業・災害防止等やむを得ない場合を除き、原則、人工林化（拡大造林）は行わない。

２　環境保護基準

森林環境の保全、希少な動植物の保護等を目的に下記の項目について保護基準を定める。

＜機械等使用時環境基準＞

（１）高性能林業機械への油脂類の補給は、場所を限定して行うこととし、油脂類による環境汚染をきたさないよう慎重に行う。

（２）機械類の整備はシート上で行い、バルブ機構付燃料缶などを使用して油類が林内へ流失しないように努め、万が一オイルや燃料がこぼれた場合は、環境に負荷を与えないよう適切に処理する。

（３）適切な道の設置以外の箇所では、沢や渓流を横断しない。

（４）沢や渓流の水で機械を洗浄しない。

＜チェンソー使用時環境基準＞

（１）　チェンソーへの油脂類の補給は、環境汚染を来さないよう慎重に行うものとし、林内での油脂類の仮置き時には林床に直接置かない対策を講じる。
なお、使用する油脂類は、生分解性の使用を推奨する。

（２）油脂類の携行は、ペットボトル等を使用せず専用の容器を利用する。

＜その他油脂類の取り扱い＞

（１）油脂類の輸送または保管時においては、確実に栓を閉めて漏れによる流出を防ぐ。

（２）不慮の事故により油漏れが発生した場合は、下記のとおり対応する。

①　流出拡大や汚染被害の防止に努める。

②　事故原因を究明し、同様の事故を発生させないよう再発防止に向けた恒久対策を検討・実施する。

③　必要に応じ油脂類の土壌含有量等モニタリングを実施する。

３　森林管理基準

森林の管理に関し、以下の項目毎に標準規定を設ける。

＜林野火災予防管理基準＞

管理区域内での火気の使用は火気物を林内から持ち帰ることを基準とする。なお、一般の入山者への啓蒙普及として山火事防止看板の設置や森林パトロールなどを実施する。

たき火・・・原則行わないこととする。但し、専用器具の使用、あるいは建物等施設利用の場合のほか、作業員の健康管理上必要な場合はこの限りではない。

喫煙・・・・喫煙場所を定め灰皿または携帯灰皿を使用する。吸い殻は管理区域外へ持ち帰り適正に処分する。

＜作業道管理基準＞

（１）作業道の整備にあたっては、岐阜県森林作業道作設指針を標準とするが、林地の荒廃や環境への著しい影響がない範囲内で、地形・地質等にあった施設とすることができる。

（２）作業道は森林造成・管理を目的として設置されたものであり、この目的以外の場合は原則立入禁止とする。

４　森林施業基準

森林施業は、別紙「ＦＳＣ森林認証岐阜県グループ　育林施業マニュアル」に記載された方法を基準とする。

附則　この管理方針は、平成３１年２月１日から施行する。

この管理方針は、令和２年１０月２日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和３年６月２５日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和５年５月１日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和６年４月１日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和７年４月１日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和７年５月２２日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和８年４月１日から一部改正し、施行する。

この管理方針は、令和８年９月１８日から一部改正し、施行する。

（参考資料）作成を要する書類一覧

【新規参入の場合（既存メンバーは必要に応じて）】

書　類　名	根　　拠
認証森林の境界を表した管理図面	グループ方針第１の２
利害関係者リスト	グループ方針第１の５
安全衛生に関するマニュアル ※既存資料の流用でも可	グループ方針第２の２の（２）のイ
地域社会の特定に係る文書または地図	グループ方針第１の５
地域社会における特別区域の設定	グループ方針第４の４の（６）
希少種等の生息・生息域リスト	グループ方針第６の６
様式４－３「渓流沿い（バッファーゾーン）設定調書」	グループ方針第６の１６
様式４－４～６「（急傾斜地、高標高地、その他）設定調書」	グループ方針第６の１７
様式５　管理計画の利害関係者への意見照会 ※メンバーの管理方針策定時点で必須	グループ方針第７の４
様式６－２－①「森林施業プロット設定調書」	グループ方針第８の１の（３）のア
様式６－２－②「森林施業プロット毎木調査結果」	グループ方針第８の１の（３）のア
様式６－３－①「環境保護プロット設定調書」	グループ方針第８の１の（３）のイ
様式６－３－②「環境保護プロット毎木調査結果」	グループ方針第８の１の（３）のイ
ＨＣＶの地図表示	グループ方針第９の４

【通常管理（必須）】

書　類　名	根　　拠
安全教育実施の記録　※実施の都度	グループ方針第２の２の（１）のア
様式３「認証森林内　作業日報」※随時	グループ方針第２の２の（２）のオの（ウ）
様式４－１「多面的機能影響評価表」※随時	グループ方針第６の３
様式４－２「環境影響評価調査書」※作業３段階	グループ方針第６の３
様式６「モニタリング調書兼 HCV モニタリング」 ※年１回	グループ方針第８の１の（２）
様式６－２－②「森林施業プロット毎木調査結果」 ※５年に１回	グループ方針第８の１の（３）のア
様式６－３－②「環境保護プロット毎木調査結果」 ※５年に１回	グループ方針第８の１の（３）のイ
第８　モニタリング結果の分析と公表	グループ方針第８の２と３
第９　モニタリング結果の分析	グループ方針第９の９

【通常管理（必要に応じて）】

書　類　名	根　　拠
許認可関係書類	グループ方針第１の４
支出関係書類	グループ方針第１の４
利害関係者との協議書類	グループ方針第１の６
地域社会との同意書	グループ方針第４の４の（１）
地域社会との協議結果	グループ方針第４の４の（５）
様式５　管理計画の利害関係者への意見照会	グループ方針第７の４
木材製品の販売伝票等	グループ方針第８の６と７
ＦＳＣ商標の使用に係る認証機関の承認書	グループ方針第８の８
様式７　ＨＣＶの特定に関する意見照会	グループ方針第９の３の（１）と（２）
様式８　ＨＣＶの管理活動に関する意見照会	グループ方針第９の７の（２）
様式９　肥料の使用に係る記録簿	第１０－１肥料の使用に関するガイドライン
様式１０　農薬の使用に係る記録簿	第１０－２農薬の使用に関するガイドライン
様式１１　廃棄物処理報告書	第１０－３廃棄物処理に関するガイドライン
様式１２　出材管理表（山土場、林道作業道用）	第１１認証木材等に関するガイドライン
様式１３　出材管理表（市場用）	第１１認証木材等に関するガイドライン

別紙

FSC 森林認証岐阜県グループ　育林施業マニュアル

（植栽、保育事業）

(1) 地拵え

① 刈払いの方法は全刈りとし、雑草木竹類は根際より刈払うこと。

② 刈払った物件その他散在する障害物は植付けの支障とならないよう縦筋又は横筋に集積すること。

集積した物件が渓流に流れ込まないよう配慮すること。（バッファゾーン内での集積は原則禁止）

③ 形質優良で成育見込みのあるスギ、ヒノキ、マツ等は存置するものとする。

(2) 苗木の植栽

① 使用する苗木は、生態的に地域に適合した種であり、原則在来種を用いること。

② 植付けのため事業地に苗木を運搬したときは、シート等で覆い風光にさらさないようにすること。

③ 植栽のときは、根を露出しないように苗木袋等を使用すること。

④ ポット苗木は根付けに当たりポットを土に埋込むこと。

⑤ 普通苗を植え付ける際は、礫及び落葉、根株等を除去し、細根を十分に広げて細土を入れ、苗木を少し引き上げ周囲より十分に踏みつけすること。また、植え穴は一時に多く掘って日光の直射により乾燥させたり、雨水をためてはならない。コンテナ苗は根鉢と土壌の密着が得られるよう専用の植栽器具等を使用して植える。

⑥ 日光の直射が強い日及び強風の際はなるべく植栽を避けること。

(3) 下　刈

① 植林地内に生じている雑草木竹類等植栽木の支障となる地表物は地際より丁寧に刈り払うこと。

② 植栽木に巻きついた藤つる類は、根際より切断し植栽木の梢部を損傷しないよう取り除くこと。

③ 刈り払った物件は、植栽木及び残置木の障害とならないよう措置すること。その際に、物件が渓流へ流れ込まないよう配慮すること。

④ 二又以上の又木は最も優良なるものを残し、他を刈払うこと。

⑤ 広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。

⑥ 植栽木及び残置木は、損傷してはならない。

⑦ 必要に応じ、植栽木に誤伐防止用の目印を付けた後に下刈作業を実施すること。

⑧ 雑草木竹の繁茂が激しい場所は、必要に応じあらかじめ植栽木の周囲を丁寧に刈払う措置をとること。

(4) 除　伐

① 植栽木及び残置木の生育に支障となるものは全部刈り払うこと。

② つる類はすべて根際より切り、植栽木及び残置木にからみついているものは取り除くこと。

③ 植栽木の密なる箇所は、責任者の指示に従い除伐すること。

④ 刈払った物件は、植栽木及び残置木の障害とならないよう措置すること。その際に、物件が渓流へ流れ込まないよう配慮すること。

⑤ 二又以上の又木は、優良なるものを残し、他を切取ること。

⑥ 形質優良にして成育見込みのある天然針葉樹は刈払わないこと。

⑦ チェンソーを使用する場合、チェンオイルは「植物油生分解性オイル」等の環境に配

慮したオイルの使用を推奨する。

(5) 間伐

① 伐木造材

ア 伐採方向は、原則として上方又は斜上方とし立木の生立状態、隣接木の状況、特にかかり木となるおそれの有無、周辺の地形並びに地上物の状況などを勘案し、安全でかつ林木の損傷が少なく集材容易な方向に倒すようにしなければならない。

イ 伐採点の標準は傾斜上部において地面と接する点とし、傾斜地においては受口部を掘下げ鳥足となるもの、根曲り又はくされ等を除く必要がある場合は、責任者の指示を受け適宜の高さに伐採すること。

ウ 受口部は、伐採点より低く樹心に達するまで十分に切り込み、割裂等のないよう心掛けるとともに伐倒方向が確実になるよう図らなければならない。

エ 追口は受口の底辺の上部に水平に鋸を入れなければならない。

オ 伐倒木及び林地残材が渓流へ流れ込まないよう配慮すること。

カ 造材に当たっては、材の大小、長短、曲直、その他素材としての品質に影響する欠点を十分精査して造材寸法を決めなければならない。

キ 造材は、責任者の指示によるほか利用材積を大にし、かつ最高価値を有する製品とするようにしなければならない。

ク 造材寸法は、原則として１・２・３・４・６ｍに延べ寸を加えた長さとするが採材については別途責任者の指示を受けること。

ケ チェンソーを使用する場合、チェンオイルは「植物油生分解性オイル」等の環境に配慮したオイルの使用を推奨する。

② 集材・運材

ア 集材の施設は、最も効率的で安全が確保できるものとする。

イ 集材、運材にあたっては、隣接および残存立木を損傷しないよう十分注意しなければならない。

ウ 運材中に生じた転落材は曳き上げなければならない。

エ 作業上やむを得ず生じた支障木・損傷木については、責任者の承認を得た後に伐倒し、利用可能なものについては、その指示により伐倒搬出しなければならない。

オ 隣接地における土地の使用及び支障木が生ずる場合には、必要な手続きを行わなければならない。

カ 機械集運材による各支柱のブロック控索取付位置にはアテ木を取付け、立木を保護しなければならない。

キ 機械集運材にあたっては安全対策に特に留意すること。

ク 路面及び林内の表土等に大きな損傷を与えないよう配慮すること。

ケ 土壌流亡が発生した場合、必要な措置を講じること。

③ 山元土場におけるはい積

ア はい積は、樹種別・材長別に検知に便利な形態にはい積すること。

イ はい積は、原則として末口、元口をそれぞれ一方に揃えてはい積しなければならない。ただし、土場が狭く前記の方法によることができない場合は、責任者の指示に従うこと。

(6) 作業歩道開設及び補修

① 開設及び補修した箇所の両側各 1m 以内の障害となる落葉、落枝、その他地表物は丁寧に刈払い又は掃除すること。

② 捨土の場合は、特に造林木に損傷をあたえぬよう十分注意すること。

③ 雨水が流下して路面を浸食するおそれのある箇所においては、側溝を作設するほか要所に排水溝を切り開くとともに傾斜地には横木を敷設すること。

④　急傾斜地を横切る場合は、切取部を多くし路肩に丸太等で土止を行うこと。
⑤　丸木橋は、安全性を考慮して最低3本を組合したものとし延長20m以上のものについては中央に横木を取付け針金、釘等で固定する。腐朽したものは、上記要領により架け替えること。
⑥　崩壊等により欠損した箇所は迂回路を作設すること。

(7) 枝　打

①　枝打の対象は生長がすぐれ、樹幹に欠点のない健全木で伐期まで存置される造林木を対象とし、劣勢木、被圧木、材の損傷木は対象としないこと。
②　枝は幹に沿って切り口は小さく、平滑にして切り口が早く癒合するよう行うこと。
③　枝打の範囲は原則として、力枝以下の枝条とし、枯枝も丁寧に除去すること。
④　作業にあたっては、切口の樹皮を剥がさぬよう、かつ、切かけを残さぬように注意する。
⑤　林縁木は林地保護のため、原則として内側の枝だけ切り外側の枝は残すこと。
⑥　枝打後の枝条は林外に持ち出さないよう留意する。

(8) 作業路開設

①　下記事項以外はすべて岐阜県建設工事共通仕様書及び岐阜県森林作業道作設指針(平成23年5月17日森第190号林政部長通達)に従い、これを履行すること。
　ただし、その他軽作業道、任意作業道、歩道は、岐阜県森林作業道作設指針の定めのないものとする。
②　一般施行
ア　盛土
○道路土工の材料及び施工の品質管理基準については原則として適用しない。
○盛土の転圧は、ブルドーザー15tにより仕上り30cm毎に5回とする。
イ　残土処理
○盛土の外側に残土を処理する場合は、盛土と同時に施工すること。
○残土処理の上面は、必要に応じて路面の施工基面と段差を設け、排水方向に5%程度の横断勾配をつける。排水施設等の各継目の接続は、1：2の配合のモルタルを用い漏水のないように施工する。
ウ　コンクリートの品質管理
○レディーミクストコンクリートについては、岐阜県土木工事用レディーミクストコンクリート現場品質管理基準を準用する。

様式１（第１関係）

森林に関する利害関係者協議等・回答書

協　議　日　　年　　月　　日（　　）　　ＡＭ・ＰＭ　　時　　分
協　議　者　　受　付　者
住　　所
Ｔ　Ｅ　Ｌ
協議方法　　来　訪　　訪　問　　ＴＥＬ　　現地（　　）

協　議　事　項
・件　名
・協議対象の所在等
・内　容
処　理　・　回　答
関係者への通知　　必要　・　必要なし

□上記事項については、　　年　　月　　日に回答し　了解・承諾されました。

森林管理統括者	森林管理責任者	対 応 者

様式２（第１関係）

森林に関する指示・回答書

通　知　日　　年　　月　　日（　　）
協　議　者　　様

次の内容について利害関係者から協議があり、その内容については改善が必要です。別に定める期日までに指示内容に従い改善策をとってください。
なお、改善内容、改善期日に対し意見がある場合は、森林管理責任者まで連絡してください。

通　知　内　容
・協議対象森林の所在
・上記森林についての協議事項
指　示　事　項
・指　示　内　容 ・回　答　期　日　　年　　月　　日（　　）
確　認　報　告
・協議者への報告 訪問　・　ＴＥＬ　・　文書　・　その他（　　）
・確認内容
確認結果　　適　・　不適（内容　　）

□上記のとおり確認しました。　　確認日　　年　　月　　日
確認者

森林管理統括者	森林管理責任者	対 応 者

様式３（第２関係）

認証森林内　作業日報

作業月日	年　月　日（　）（天　気：　）
作業場所	
作業内容	□地拵 □植林 □下刈 □除伐 □間伐（切捨、搬出） □枝打 □調査 □巡視 □その他（　）
作業者名	記入例：○○班

①施業実施前の準備事項（現場へ入る前の確認事項等）

□ 開始時間の記録（現場作業開始時間　：　）
□ 作業ミーティングの実施（作業区域、作業内容の確認）
□ 安全装備の確認（作業に応じた安全装備の確認）
　例外を認めた理由（　）
□ 作業器具の安全保管場所の設置（４m2程度にまとめて置く）
□ 負傷者の待機場所の設置（救急箱を置く）

②作業実施中の配慮事項

□ 作業員の安全と健康状態管理（全員の現存点呼時間　：　）

□ 希少種または貴重な動植物の発見（発見の時間　：　）
　□ 動物名称：　内容：ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫、
　　その他（　）
　□ 植物名称：　内容：巨木　名木　草花　その他（　）
　　配慮の見解（　）

□ 急傾斜地や渓流等の設定
　□ 渓流設定　：常水位の有無：　有　・　無
　□ 急傾斜地　：特記事項（　）
　□ 高標高地　：特記事項（　）
　　区域設定有無（　有　・　無　）

□ 森林災害等の発見
　□ 林地の被害　状況：（　）
　□ 立木の被害　状況：（　）
　□ その他被害　状況：（　）

□ 労働災害の発生
　□発生あり　（概要　）
　□発生なし

③作業実施後の報告事項

□ 終了時間の記録（現場作業終了時間　：　）

④その他特記事項

（注）有りの場合のみ□にチェックを入れる。

様式４－１（第６関係）

多面的機能影響評価表

評価実施日：　　年　　月　　日

評価実施者：

管理活動 / 多面的機能	主伐・地拵え 植栽	下刈り	枝打ち	除伐 間伐	造材 搬出	農薬 肥料	作業路 開設	バッファーゾーン 水質保全	急傾斜地
生態系機能									
地球温暖化の緩和									
木材生産									
生物多様性									
遺伝子保全									
生物種保全									
生態系保全									
水資源									
洪水緩和									
水資源貯留									
水量調節									
水質浄化									
土壌									
表面侵食防止									
表層崩壊防止									
土砂流出防止									
土壌保全									
大気									
気候緩和									
大気浄化									
快適生活環境形成									

管理活動 / 多面的機能	主伐・地拵え 植栽	下刈り	枝打ち	除伐 間伐	造材 搬出	農薬 肥料	作業路 開設	バッファー ゾーン 水質保全	急傾斜地
景観的価値									
景観・風致									
学習・教育									
伝統・文化・宗教									
保養									
レクリエーション									

※各機能への影響を「大・中・小」で評価する。

※影響が「大」となった項目については、環境影響評価調査書に反映させる。また「中」となった項目についても必要に応じて反映させるものとする。

様式４－２（第６関係）

環境影響調査書

作業内容別調査項目　1. 主伐　2. 地拵え　3. 植栽　4. 下刈り　5. 枝打ち　6. 除伐・間伐　7. 造材　8. 搬出
9. 農薬・肥料　10. 作業路開設　11. バッファーゾーン　12. 水質保全　13. 急傾斜地の保護　14. その他

		作業場所									
		作業内容									
			事前調査	作業中	事後調査	事前調査	作業中	事後調査	事前調査	作業中	事後調査
	評価項目 適：☑　否：■　該当なし：⊟		確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日
1. 主伐	①伐採準備のための下刈りは、可能な限り下草・広葉樹を残しているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②小川附近の下草は、水流れから５ｍを目標として残地しているか（小川・谷の有無）		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③伐採木の残枝等は小川には放置せず、林内に戻しているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④再造林しても生長量が望めなく経済性が低い場所は、皆伐せず残しているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤機械への油脂類の補給は、シート上で行う等の漏れ対策は適切か（バッファーゾーン内禁止）		□	□	□	□	□	□	□	□	□
2. 地拵え	①可能な限り広葉樹を残しているか（広葉樹の有無）		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②枯れ木等は、施業に障害の出ない限り林内に残しているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③必要以上の地拵えを行っていないか（表土流亡など）		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④小川等へ枝葉を積んでいないか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
3. 植	①苗木の種類は、植える土地の条件に適合しているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②食害から苗木を守るための措置を講じているか(獣害の有無)		□	□	□	□	□	□	□	□	□
4. 下刈り	①林分の状況を判断し方法を決定しているか（全刈、坪刈、筋刈など）		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②必要以上の下刈りはしていないか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③広葉樹は、主林木の生長を妨げない限り残っているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④鳥類の営巣が見られるときは、周辺を含めて作業を配慮しているか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤小川附近の広葉樹の取り扱いは適切であるか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑥蜂の巣等の危険因子は無いか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑦希少種は存在しないか。また、誤伐していないか		□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑧機械への油脂類の補給は、シート上で行う等の漏れ対策は適切か（バッファーゾーン内禁止）		□	□	□	□	□	□	□	□	□

様式４－２（第６関係）

環境影響調査書

評価項目 適：☑　否：■　該当なし：⊟		事前調査	作業中	事後調査	事前調査	作業中	事後調査	事前調査	作業中	事後調査
5.枝打ち	①枝打ちは、枯れ枝から入る害虫の防除や林内への採光についても考慮して実施しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②枝打ちの対象の木に鳥類の営巣がある場合は、営巣の妨げにならないように配慮しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
6.除伐・間伐	①植栽木・下草・中間層の広葉樹等の状況を配慮し適正本数を維持しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②間伐のための下刈りは、必要最小限にとどめているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③除・間伐木は急傾斜地においては、林内に等高線沿いに幹が地面に着くように置いているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④急傾斜地以外において、間伐木を一定方向に倒し幹が地面に着くように枝払い等を講じているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤間伐木の処理を、今後の作業に支障のないように配慮しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑥密度管理は、林内の状況を把握した上で生産目的を考慮して実施しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑦伐採対象の木に鳥類の営巣がある場合は、営巣の妨げにならないように配慮しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑧機械への油脂類の補給は、シート上で行う等の漏れ対策は適切か（バッファーゾーン内禁止）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
7.造材	①常に市場価格等を把握し、それに適合した採材に努めているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②造材の際に発生する枝葉や廃材は、適切な処理をしているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③機械への油脂類の補給は、シート上で行う等の漏れ対策は適切か。（バッファーゾーン内禁止）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
8.搬出	①搬出作業は、地形・林分の状態、林道の配置、集運材距離等から、最も効率のよい方法を選択しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②環境に悪影響の及ばないよう作業に配慮しているか（搬出方法の検討、適切な道の設置なしに沢や渓流を重機等が横断していないか）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③機械により搬出する場合、路面及び林内の表土等に大きな損傷を与えないように配慮しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④作業終了時には点検を行い損傷が見受けられた場合は、早急に補修しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤搬出の際、生じた木くず・樹皮や杭木として使用した木材等は、適切な処理をしているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
9.農薬・肥料	①農薬や肥料の選定は適切か（環境への負荷が高い種は使用しないこと）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②農薬や肥料の環境への影響は特定され、そのリスク低減措置は図られているか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③農薬や肥料を水辺周辺で使用していないか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④農薬や肥料の取り扱いにあたり、必要な安全装備は準備・実施しているか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤農薬や肥料の使用後、特定した情報に基づきモニタリングを行い環境等への被害はないか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑥第１０－１　肥料の使用に関するガイドラインに基づき行われているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□

様式４－２（第６関係）

環境影響調査書

評価項目 適：☑　否：■　該当なし：⊟		事前調査	作業中	事後調査	事前調査	作業中	事後調査	事前調査	作業中	事後調査
10.作業路開設	①貴重動植物や土質・地形に配慮した線形になっているか（事前踏査）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②等高線に沿った傾斜のゆるやかな線形になっているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③法面については可能な限り緑化又は木柵工により浸食を最小限にとどめる努力をしているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④路面排水を処理するために、横断溝等を適切に配慮しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤作業路開設等で発生した残土は、小川に土砂が流れ込まないように適切に処理しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑥作業路の設置により自然な水の流れを妨げていないか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑦沢の水で機械を洗っていないか。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑧機械への油脂類の補給は、シート上で行う等の漏れ対策は適切か。（バッファーゾーン内禁止）	□	□	□	□	□	□	□	□	□
11.バッファーゾーン	①ゾーンの設置や管理は指示どおりか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②ゾーン内で燃料やオイルを扱っていないか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③表土が保護できるだけの草木が生育しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④増水時にも耐えられる地表であるか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
12.水質保全	①表土がむきだしになっていないか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②土砂が渓流に流れ込んでいないか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③渓流内に枝葉・廃材が入っていないか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④作業路開設時の流水処理は適切か	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	⑤燃料やオイルは漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策は行っているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
13.急傾斜地の保護	①45 度以上の急傾斜地は保護林としているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②人工林化されている急傾斜地は林内の採光を調整し、広葉樹の自然植生を促しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③急傾斜地の管理作業は、急傾斜地の伐木造材基準を厳守して行っているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	④伐倒木等の廃材は、表土の土砂の流出、廃材、石の転落が起こらないよう、等高線に沿って置くなどして、適切な処理がされているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
14.その他	①林内にワイヤー、空き缶、プラスチック、吸い殻等人工的なゴミを放置していないか	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	②火の取り扱い（煙草含む）は適切か。	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	③文化的価値が疑われる場合、所有者等と協議の上、必要な対応を実施しているか	□	□	□	□	□	□	□	□	□

様式４－２（第６関係）

環境影響調査書

評価項目	番号	特記事項

様式４－３（第６関係）

渓流沿い（バッファーゾーン）設定調書

設定年月日	年　　月　　日（　）
設定場所	
設定内容	流水の状況（　□常時あり　　□降雨時にあり　　□湖沼　　□不明　）
	バッファーゾーン区域面積（　　m2） 渓流区域　　（　　m2）　根拠：　　m　×　　m 渓流の保護帯区域　　（　　m2）　根拠：　　m　×　　m
	森林現況：□人工林　□天然林　　樹種（　　） 単複別　：□単層林　□複層林 下層植生（　　） 土壌状況（　　）
	特記事項 モニタリングプロットの設定：　□有　　□無 位置図（別添のとおり）
特記事項	
調査者名	

※位置図は、１／２５，０００以上の縮尺で作成し添付すること。

様式４－４（第６関係）

急傾斜地設定調書

設定年月日	年　　月　　日（　）
設定場所	
設定内容	傾斜角度（　　度）※基準は４５度以上
	区域面積（　　ｈａ）
	森林現況：□人工林　□天然林　　樹種（　　） 単複別　：□単層林　□複層林 下層植生（　　） 土壌状況（　　）
	特記事項 モニタリングプロットの設定：　□有　　□無 位置図（別添のとおり）
特記事項	
調査者名	

※位置図は、１／２５，０００以上の縮尺で作成し添付すること。

様式４－５（第６関係）

高標高地設定調書

設定年月日	年　　月　　日（　）
設定場所	
設定内容	標高（　　m）※基準は 1,200m 以上 経度（E　　）　緯度（N　　） 斜面の向き：□東　□西　□南　□北
	区域面積（　　ha）
	森林現況：□人工林　□天然林　　樹種（　　） 単複別　：□単層林　□複層林 下層植生（　　） 土壌状況（　　）
	特記事項 モニタリングプロットの設定：　□有　　□無 位置図（別添のとおり）
特記事項	
調査者名	

※位置図は、１／２５，０００以上の縮尺で作成し添付すること。

様式４－６（第６関係）

その他特定地設定調書

設定年月日	年　　月　　日（　）
設定場所	
設定内容	設定目的　（　　） 設定の内容（　　） 妥当基準値（　　）
	区域面積（　　ha）
	森林現況：□人工林　□天然林　　樹種（　　） 単複別　：□単層林　□複層林 下層植生（　　） 土壌状況（　　）
	特記事項 モニタリングプロットの設定：　□有　　□無 位置図（別添のとおり）
特記事項	
調査者名	

※位置図は、１／２５，０００以上の縮尺で作成し添付すること。

様式５（第７関係）

年　　月　　日

（利害関係者）
　〇〇　〇〇様

（メンバー）△△

△△森林認証管理方針（森林管理計画）（案）の意見照会について

　△△では、環境・社会・経済の各基準に適合した適切な森林管理を進めるため、別紙のとおり環境保全等の手順を策定しました。
　この管理方針（計画）（案）について意見照会したいと存じますので、ご意見等ございましたら任意様式で結構ですので、下記の期日までにご回答いただきますようお願いします。

記

ご回答期限：　　年　　月　　日（　）
※御意見が無い場合は、御回答は不要です。
※期日までに御回答が無い場合は、御意見無しとして扱わせていただきますが、御意見は期日以降であっても受け付けます。

様式６（第８関係）

モニタリング調書

適：☑　否：■　該当なし：⊟

	評価項目	管理方針	記載欄	確認者 年月日	確認者 年月日	確認者 年月日	確認者 年月日	確認者 年月日
森林管理活動が環境に与える影響	①森林更新（植栽）の状況（更新の確実性、補植等の必要性など）	第 10.2(1)		□	□	□	□	□
	②更新の際使用した樹種や品種（更新の確実性、植え替えの必要性の有無など）	第 10.2(2)		□	□	□	□	□
	③管理区画内外における外来種の侵略性や生息・生育状況（存在や悪影響の有無など）	第 10.2(3)		□	□	□	□	□
	④発現病虫獣害対策の実施状況（対策の必要性、効果の発現、代替対策の必要性など）	第 10.6		□	□	□	□	□
	⑤遺伝子組み換え生物の不使用（使用していないか、伝票等により確認しているか）	第 10.2(4)		□	□	□	□	□
	⑥育林作業結果（枝打ち、間伐含む）（仕上がり等は良いか）	第 10.6		□	□	□	□	□
	⑦肥料の使用（多面的機能への悪影響はないか）	第 10.3		□	□	□	□	□
	⑧農薬の使用（生育や水系等に悪影響はないか）	第 10.4		□	□	□	□	□
	⑨生物的防除の使用（使用による悪影響はないか）	第 10.5		□	□	□	□	□
	⑩自然災害の被害と影響（風倒木等の被害の有無や、地域住民等に影響はないか）	第 10.6		□	□	□	□	□
	⑪インフラ整備、輸送、施業（災害に強い整備の実施や水質汚濁等はないか）	第 10.7(1)		□	□	□	□	□
	⑫木材の伐採と搬出（実施により多面的機能等に影響はないか）	第 10.8		□	□	□	□	□
	⑬廃棄物の処理（廃棄物の処理は環境に配慮し、ルールに沿っているか）	第 10.9		□	□	□	□	□
社会経済的な影響	①違法または未許可の行為（許認可は受けているか。他者による事案はないか）	第 1.3		□	□	□	□	□
	②関係法令の順守（違反事案はないか、活動内容は法令遵守しているか）	第 1.1,4		□	□	□	□	□
	③苦情等の対応状況	第 4.4(5)		□	□	□	□	□
	④労働者の権利に関するプログラムや活動（権利侵害等は無いか）	第 2.1		□	□	□	□	□
	⑤男女平等、セクハラ、性別による差別（有無、苦情はないか）	第 2.1,3		□	□	□	□	□
	⑥労働安全衛生に関するプログラムや活動。労働災害の記録（適切か。労災の適用の有無）	第 2.2		□	□	□	□	□
	⑦賃金の支払い（滞納はないか。苦情の有無）	第 2.1		□	□	□	□	□
	⑧作業員（ボランティア、研修生も含む）への教育訓練（適切に実施されているか）	第 2.2		□	□	□	□	□
	⑨農薬に晒される労働者の健康（健康被害の有無、適切な対処が成されているか）	第 2.2 第 10.4		□	□	□	□	□
	⑩地域社会等の権利の保全（権利侵害、悪影響はないか）	第 4.4		□	□	□	□	□

様式６（第８関係）

モニタリング調書

適：☑　否：■　該当なし：⊟

	評価項目	管理方針	記載欄	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日	確認者 年 月 日
社会経済的な影響	⑪地域社会との契約の履行状況（適切に履行されているか）	第 4.4		□	□	□	□	□
	⑫地域社会にとって特別な意味を持つ場所の保護状況（保護の状況は適切か）	第 4.4(6)		□	□	□	□	□
	⑬伝統的知識や知的財産の使用（問題はないか）	第 4.4(6)		□	□	□	□	□
	⑭地域の経済的、社会的状況（悪影響を及ぼしていないか）	第 4.4(6)		□	□	□	□	□
	⑮多様な林産物や便益の生産（影響等はないか）	第 5.4(3)		□	□	□	□	□
	⑯生態系サービスや森林の多面的機能の維持（適切に維持されているか）	第 6.3		□	□	□	□	□
	⑰生態系サービスの保全活動（実施の有無、内容は適切か）	第 6.4		□	□	□	□	□
	⑱年間木材収穫量と年間生長量の計画と実績の比較（大幅な乖離は無いか）	第 5.4(1)		□	□	□	□	□
	⑲管理計画の実施状況（計画と実績の比較）	第 7.1 第 8.1		□	□	□	□	□
	⑳管理目的達成への進捗状況（目標量に対する進捗率）	第 7.2		□	□	□	□	□
	㉑地元の加工施設やサービスの利用（積極的に利用しているか）	第 5.7		□	□	□	□	□
	㉒財務状況、年間予算編成、中長期的な財務計画（適切か）	第 5.5		□	□	□	□	□
	㉓ＨＣＶ５と６の状況（異常等はないか）	第 9.9		□	□	□	□	□
環境状態の変化の特定	①効果を謳っている生態系サービスの状況（異常、不適合等はないか）	第 6.3		□	□	□	□	□
	②多面的機能と生態系機能（悪影響の回避、低減、補修の効果は適切か）	第 6.4		□	□	□	□	□
	③希少種、絶滅危惧種の生息・生育域の状況（保護活動の効果は適切か）	第 6.6		□	□	□	□	□
	④自然生態系地域の保全、復元状況（取り組みは適切か）	第 6.10,11		□	□	□	□	□
	⑤在来種及び生物多様性の保全、復元状況（取り組みは適切か）	第 6.14,15		□	□	□	□	□
	⑥バッファーゾーンの状況（水質異常の有無、油類の使用は適切か。不法投棄はないか）	第 6.16		□	□	□	□	□
	⑦周辺の景観の変化（景観の維持と復元の取組の効果は適切か）	第 6.19		□	□	□	□	□
	⑧土地利用の変化（自然林から人工林等の転換は行っていないか）	第 6.20,21		□	□	□	□	□
	⑨ＨＣＶ１～６の保全状況（異常等はないか）	第 9.9		□	□	□	□	□
	⑩施業後の林分における残存木や土壌の状態（異常等はないか）	第 10.8		□	□	□	□	□
	⑪林内における廃棄物の残存状況（不法投棄等はないか）	第 10.9		□	□	□	□	□

様式６（第８関係）

モニタリング調書　特記事項

	番号	特記事項
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		
森・社・環		

様式６－２－①（第８関係）

森林施業プロット設定調書

設 定 月 日	年　　月　　日（　　）（天　気：　　）
設 定 場 所	
設 定 内 容	事業名：□森林整備公共・□森林整備県単・□保安林整備・□その他（　　） 事業内容：□植林 □下刈 □除伐 □間伐 □枝打：事業面積（　　ｈａ） 事業区域：別添の森林施業計画図のとおり
	設定プロット数（　　箇所）：プロット合計面積（　　ｈａ） プロットの位置：別添の森林施業計画図のとおり
	森林現況：□人工林 □天然林：□単層 □複層：樹種（　　） 下層植生（　　） 土壌状況（　　） 特記事項（　　）
次期の 事業計画	事業名：□森林整備公共・□森林整備県単・□保安林整備・□その他（　　） 事業内容：□植林 □下刈 □除伐 □間伐 □枝打：事業面積（　　ｈａ）実施年度（ 平成　　年度を予定 ） 特記事項（　　）
モニタリング 実 施 計 画	設定時（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み 5年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 10年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 15年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 20年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 25年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 30年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 35年後（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 主伐年（　　年度：林齢　　年）：□ 調査済み □ 実施予定 □ 結果
調 査 者 名	
特 記 事 項	

様式６－２－②（第８関係）

森林施業プロット毎木調査結果

設定日：　　年　　月　　日

プロットNO

位置：林小班名（　　）　経度（E　　）緯度(N　　）

プロット面積　（　　ｍ２）　根拠：　　ｍ　×　　ｍ

毎木調査表

NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高
1				11				21			
2				12				22			
3				13				23			
4				14				24			
5				15				25			
6				16				26			
7				17				27			
8				18				28			
9				19				29			
10				20				30			

特記事項

プロットNO

位置：林小班名（　　）　経度（E　　）緯度(N　　）

プロット面積　（　　ｍ２）　根拠：　　ｍ　×　　ｍ

毎木調査表

NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高
1				11				21			
2				12				22			
3				13				23			
4				14				24			
5				15				25			
6				16				26			
7				17				27			
8				18				28			
9				19				29			
10				20				30			

特記事項

様式６－３－①（第８関係）

環境保護プロット設定調書

設 定 月 日	年　　月　　日（　　）（天　気：　　）
設 定 場 所	□純県有林　□県民の山：NO.（　　）：（通称名：　　） □その他
設 定 内 容	設定地:□特定地（□渓流・□急傾斜地・□森林限界地・□その他（　　）） □生態系保全林・□機能維持林・□その他（　　） □希少植物区域 区域面積（　　ｈａ） 位置図の作成：別添の森林施業計画図のとおり　□作成済み
	森林現況：□人工林・□天然林：□単層・□複層：樹種（　　） 下層植生（　　） 土壌状況（　　） 特記事項（　　）
設定区域の 管理方針	□現状維持管理　　□毎木調査管理 □その他の管理（　　） 区域の設定期間：□５年・□１０年・□その他（　　年）・□永年 特記事項（　　）
プロットの 管理方針	□設定無し・□毎木調査・□その他（　　） 設定プロット数（　　箇所）：プロット合計面積（　　ｈａ） プロットの位置図：別添の森林施業計画図のとおり 特記事項（　　）
生長量調査 モニタリング 実 施 計 画	設定時（　　年度：林齢　　年）：□調査済み 5年後（　　年度：林齢　　年）：□調査済み□実施予定 10年後（　　年度：林齢　　年）：□調査済み□実施予定□結果 15年後（　　年度：林齢　　年）：□調査済み□実施予定 20年後（　　年度：林齢　　年）：□調査済み□実施予定□結果
調 査 者 名	記入例：〇〇森林組合
特 記 事 項	

様式６－３－②（第８関係）

環境保護プロット毎木調査結果

設定日：　　年　　月　　日

プロットNO

位置：林小班名（　　）　経度（E　　）緯度(N　　)

プロット面積　（　　ｍ２）　根拠：　　ｍ　×　　ｍ

毎木調査表

NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高
1				11				21			
2				12				22			
3				13				23			
4				14				24			
5				15				25			
6				16				26			
7				17				27			
8				18				28			
9				19				29			
10				20				30			

特記事項

プロットNO

位置：林小班名（　　）　経度（E　　）緯度(N　　)

プロット面積　（　　ｍ２）　根拠：　　ｍ　×　　ｍ　　毎木調査表

NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高	NO	樹　種	胸高径	樹　高
1				11				21			
2				12				22			
3				13				23			
4				14				24			
5				15				25			
6				16				26			
7				17				27			
8				18				28			
9				19				29			
10				20				30			

特記事項

様式７（第９関係）

年　　月　　日

（利害関係者）
○○　○○様

（メンバー）△△

△△森林認証管理方針（森林管理計画）における保護価値の高い森林（HCV）の意見照会について

△△では、別紙１の地域について環境・社会・経済の各基準に適合した適切な森林管理を進めるため、別紙のとおり△△森林認証管理方針（森林管理計画）を策定しています。

この管理方針第９の規程（管理計画）において、保護価値の高い森林（ＨＣＶ）の特定を行いましたので、御意見等ございましたら任意様式で結構ですので、下記の期日までにご回答いただきますようお願いします。

記

ご回答期限：　　年　　月　　日（　）

※御意見が無い場合は、御回答は不要です。

※期日までに御回答が無い場合は、御意見無しとして扱わせていただきますが、御意見は期日以降であっても受け付けます。

＜参　考＞

位　置　図：別紙１のとおり

ＨＣＶとは：

（１）ＨＣＶ１：種の多様性

全世界、地域あるいは国家的に重要とされる固有種、希少種または絶滅危惧種を含む生物多様性が集中して認められる地域

（２）ＨＣＶ２：景観レベルでの生態系とモザイク

自然発生種のほとんどが豊富にあり、本来の分布域が存在している。世界、地域あるいは国家的に重要とされる原生林景観、大規模な景観レベルの生態系と生態系モザイク

（３）ＨＣＶ３：生態系及び生息・生育域

希少または危急、絶滅の危機に瀕している生態系、生息・生育域もしくはレフュジア（退避地）が認められる地域

（４）ＨＣＶ４：不可欠な生態系サービス

脆弱な土壌や斜面の浸食の防止、集水域の保護など危機的状況において重要な基礎的な生態系サービス

（５）ＨＣＶ５：地域社会の基本ニーズ

地域社会あるいは先住民族の基本的需要（生活、健康、食料、水など）に欠かせない場所と資源

（６）ＨＣＶ６：文化的価値

文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会あるいは先住民族にとり非常に重要として認められ、利害関係者との協議により特定された、世界的もしくは国家的に重要な場所、資源、生息・生育域や景観

様式８（第９関係）

年　　月　　日

（利害関係者）
○○　○○様

（メンバー）△△

△△森林認証管理方針（森林管理計画）における保護価値の高い森林（HCV）の管理活動について

△△では、別紙１の地域について環境・社会・経済の各基準に適合した適切な森林管理を進めるため、別紙のとおり△△森林認証管理方針（森林管理計画）を策定しています。

この管理方針第９の規程（管理計画）により、保護価値の高い森林（ＨＣＶ）として特定した地域において、以下のとおり管理活動を計画しておりますので、この管理活動について御意見等ございましたら任意様式で結構ですので、下記の期日までにご回答いただきますようお願いします。

記

ご回答期限：＿＿＿＿年　　月　　日（　）

※御意見が無い場合は、御回答は不要です。

※期日までに御回答が無い場合は、御意見無しとして扱わせていただきますが、御意見は期日以降であっても受け付けます。

管理活動の内容

（１）管理活動の内容

（２）ＨＣＶを維持または向上させるための対策

様式９（第１０－１関係）

肥料の使用に係る記録簿

使用場所			地内			
肥料の種類	使用頻度①		使用頻度②		使用頻度③	
	使用日	使用量	使用日	使用量	使用日	使用量

位置平面図（使用区域や異常発見個所を色塗りすること）

モニタリングの記録		
モニタリング①	日　付	
	所　見	
モニタリング②	日　付	
	所　見	
モニタリング③	日　付	
	所　見	
モニタリング④	日　付	
	所　見	
モニタリング⑤	日　付	
	所　見	
モニタリング⑥	日　付	
	所　見	

様式１０（第１０－２関係）

農薬の使用に係る記録簿

使用場所	地内	
使用期間	年　月　日 ～　年　月　日	
商品名		
ＦＳＣの特例使用承認の有無	有　無　不要	
使用量		
使用面積	ｈａ	
使用者		
使用残量		
使用した理由とその根拠		
モニタリングの記録		
モニタリング①	日　付	
	所　見	
モニタリング②	日　付	
	所　見	
モニタリング③	日　付	
	所　見	
モニタリング④	日　付	
	所　見	
モニタリング⑤	日　付	
	所　見	

※ 使用区域の位置図及び散布状況の写真を添付すること。

様式１１（第１０－３関係）

廃棄物処理報告書

<table>
<tr><td>報告月日</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　）</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>報告者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>廃棄する物の内容</td><td>廃棄物の種類</td><td colspan="3">□潤滑油等の油脂容器
内容物（商品名：　　）
個　数（　　）

□その他容器（　　）
内容物（商品名：　　）
個　数（　　）

□産廃等
内　容（　　）
個数又は容量（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">廃棄処分の状況</td><td>処理年月日</td><td>廃棄缶等の処理方法
産廃の対応方法</td><td>個数</td><td>処分先等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">その他特記事項</td></tr>
</table>